

京都府立医科大学学長業績評価規程

平成 28 年 12 月 20 日
学長選考会議決定第 4 号

(目的)

第 1 条 この規程は、京都府立医科大学学長選考会議規程第 5 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、学長選考会議（以下「選考会議」という。）が行う学長の業績評価に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(業績評価の実施)

第 2 条 選考会議は、学長就任 3 年目に学長の業績評価を行うものとする。ただし、これにかかわらず、選考会議は、必要に応じ、業績評価を行うことができる。

2 業績評価は、書面による項目評価に加え、学長への面接を実施し、学長の意見を聴取して行うものとする。

(業績評価項目)

第 3 条 学長の業績評価は、次に掲げる評価項目を対象とする。

- (1) 選考会議が定めた「求められる学長像」及び、学長候補者の時点で選考会議に提出した所信表明等の達成状況
- (2) 監事による監査結果
- (3) その他選考会議が必要と認めた評価項目

(業績評価の公表)

第 4 条 選考会議は別に定めるところにより、業績評価の結果を公表する。

(雑則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、学長の業績評価の実施に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 6 月 13 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 6 月 18 日から施行する。